

犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する特定事業者事務取扱規程

(最終改正：平成 28 年 3 月 22 日 和歌山県警察本部訓令第 7 号)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する古物営業者事務取扱規程を次のように定める。

犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する特定事業者事務取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 20 年政令第 20 号）、同法施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）、和歌山県公安委員会事務専決規程（昭和 45 年和歌山県公安委員会規程第 4 号）及び古物営業法第 3 条第 1 項又は質屋営業法第 2 条第 1 項の許可を受けた者に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律関係事務取扱規程（平成 20 年和歌山県公安委員会規程第 4 号。以下「公安委員会規程」という。）の規定に基づく特定事業者（公安委員会規程第 2 条第 2 項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(疑わしい取引の届出受理事務)

第 2 条 警察署長（以下「署長」という。）は、特定事業者から規則第 22 条に規定された届出書（以下「届出書」という。）又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体提出票（本条において「提出票」という。）の提出を受けたときは、直ちにその旨を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に通知するとともに、疑わしい取引の届出管理簿（別記様式第 1 号。以下「届出管理簿」という。）に所定の事項を記載した後、直ちに当該届出書の原本又は電磁的記録媒体及び提出票の原本を生活安全企画課長に送付するものとする。

2 警察署の業務主管課長等は、前項の届出の提出を受けたときは、届出管理簿により、適宜その送付状況を管理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、特定事業者から届出書又は電磁的記録媒体及び提出票を受理したとき、又は第 1 項の送付を受けたときは、疑わしい取引の届出受理簿（別記様式第 2 号。以下「届出受理簿」という。）に所定の事項を記載し、当該届出書の写し又は電磁的記録媒体に記録されている届出事項を印字したもの及び提出票の写しを作成し、届出受理簿に編てつした上で、速やかに当該届出書の原本又は電磁的記録媒体及び提出票の原本を警察庁生活安全局生活安全企画課長を経由して国家公安委員会へ送付するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の届出の送付について国家公安委員会から受領書の送付を受けたときは、届出受理簿の所定欄に受理書到達日を記載し、疑わしい取引の届出の送達状況を管理するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 3 条 生活安全企画課長又は署長（以下「署長等」という。）は、法第 14 条の規定により特定事業者に対し、法の施行に必要な限度において、その業務に関して報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、口頭又は文書で行うものとする。

2 前項の報告等の要求を口頭で行うときは、その相手方に対して、当該報告等を求める趣旨及び報告等の内容並びに責任者を明確に示すこと。

- 3 口頭で報告等を求めた場合において、その相手方から前項に掲げる事項を記載した書面の交付を求められたときは、報告・資料の提出要求書（別記様式第3号）で当該報告等を求めるものとする。その際、当該要求書を報告等を求める特定事業者に交付し、当該特定事業者から受領書（別記様式第4号）を徴するものとする。

（立入検査実施者）

第4条 署長等は、法第15条の規定による立入検査を行う者（以下「立入検査実施者」という。）を指定し、あらかじめ、同条第2項の規定により携帯が義務付けられた身分証明書（規則別記様式第5号）を本部長に進達して交付しておくものとする。

（身分証明書の管理）

第5条 署長等は、身分証明書の交付、返納、一時貸与等の都度、その交付等の状況を把握、管理し、紛失事案等を防止しなければならない。

なお、紛失事案があった場合は、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

- 2 署長は、昇任等により交付を受けた身分証明書を新たに書き換える必要が生じた場合は、その都度、生活安全企画課長を経て本部長に進達するものとする。
- 3 署長は、身分証明書の交付を受けた警察職員が、退職、配置換え等によりその職を離れる場合、当該身分証明書を確実に返納させ、遅滞なく生活安全企画課長に送付するものとする。ただし、配置換えにより異動した警察職員のうち、新たに異動した先の所属において、更に継続して身分証明書の交付を受ける場合はこの限りでない。

（教養）

第6条 署長等は、立入検査実施者に対して、あらかじめ立入検査の手続、着眼点及び法令違反を発見した場合の措置等について必要な教養を実施するものとする。

（立入検査の実施時期）

第7条 署長等は、必要に応じて、立入検査実施者に法第15条の規定による立入検査を行わせるものとする。

（立入検査等における配意事項）

第8条 第3条の報告等の要求又は前条の立入検査（以下「立入検査等」という。）は、法の目的と関係のない事項に及ぶ等無用の負担をかけることがないように配意するものとする。

（措置）

第9条 立入検査等で法令違反を発見したときは、違反の軽重、悪質性等勘案の上、法第16条の規定による指導、助言及び勧告、法第17条の規定による是正命令、古物営業法（昭和24年法律第108号）若しくは質屋営業法（昭和25年法律第158号）（以下これらを「古物営業法等」という。）の規定による行政処分又は検挙等の措置を講じるものとする。

- 2 勧告、是正命令又は行政処分を行う場合は、違反行為者及び関係者から申述書（別記様式第5号）により違反状況等を録取するものとする。

（報告）

第10条 立入検査実施者は、立入検査を実施した都度、その結果を署長等に報告するものとする。

- 2 署長は、特定事業者に対し、前条第1項の指導又は助言を行ったときは、当該指導又は助言の状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

（勧告又は是正命令の上申等）

- 第 11 条 署長は、法に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため勧告を行う必要があると認めたとき、又は特定事業者がその業務に関して法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項、法第 6 条、法第 7 条又は法第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反しているため、当該特定事業者に対し、法第 17 条の規定による当該違反を是正するため必要な措置を命ずる必要があると認めたときは、勧告又は是正命令副申書（別記様式第 6 号）に当該違反事実等を証明する書類の謄本を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に副申するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、勧告を行うこと、又は是正するための必要な措置を命ずることを決定したときは、勧告書（公安委員会規程別記様式第 1 号）又は是正命令書（公安委員会規程別記様式第 2 号）を作成し、署長に送付するものとする。
- 3 署長は、前項の勧告書又は是正命令書の送付を受けたときは、名あて人又はその代理人に対して、当該勧告書又は是正命令書を交付して受領書（別記様式第 7 号）を徴するとともに、その執行状況について生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- （古物営業法等に基づく行政処分）
- 第 12 条 署長等は、特定事業者に対して古物営業法等の規定による行政処分を行うときは、古物営業事務取扱規程（平成 17 年和歌山県警察本部訓令第 2 号）又は質屋営業事務取扱規程（平成 27 年和歌山県警察本部訓令第 10 号）の規定によるものとする。

（別記様式省略）